

交通事故処理に関する政令：リマインド

平成26年4月21日

在パナマ日本国大使館

パナマ政府は交通事故による交通渋滞緩和を目的として、交通事故処理に関する政令（2010年12月10日付政令第958号）を施行し、下記の3点を運転者等の義務として定めております。在留邦人の皆様にとって重要な内容ですので改めてお知らせいたします。

1 交通事故報告書（別添ご参照）を車両に備えておくこと

同報告書は3枚綴りで、陸運交通局（ATTT）が無料で配付しており、保険会社から入手可能です。

2 交通事故を起こした場合は、交通事故報告書を各事故当事者（運転者）が記入し、交通の妨害とならないよう速やかに事故車両を安全な場所に移動すること。但し、下記（1）～（3）に該当する場合は移動を禁止しています。

（1）衝突したものが固定物（ガードレールや電柱、塀等）である場合

（2）負傷者が発生した場合

（3）事故車両が自走できない場合

3 報告書への記載を証明するために、事故現場の証拠写真を撮影すること

※ 本政令は、速やかに事故車両を移動させることにより、大幅に交通渋滞を回避することが目的であり、速やかに事故車両を移動させなかった場合は、事故当事者ごとに50米ドルの罰金が科せられます。

（了）